

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

ホームページで、
こども家庭庁による
「こども誰でも通園制
度(仮称)」説明会 動画
を公開中！

－今号の目次－

- ◆ 令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について(周知)(その9)が発出される(こども家庭庁) 1
- ◆ ふくし未来塾(第4期)の開講のご案内(全社協 中央福祉学院) 2

◆ 令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について(周知)(その9)が発出される(こども家庭庁)

令和6年3月26日にこども家庭庁より表記事務連絡が発出されました。これは、令和6年能登半島地震の発災以降に発出されている事務連絡について追加事項を周知するものです。

今回の事務連絡では、「公立保育所等の保育士等による被災地の保育所等への派遣について」、「保育所等への保育士等の派遣要望について」示されています。

本事務連絡において、地方自治法に基づき、他地域の公立の保育所等の保育士による、被災地の保育所等への派遣の仕組みを構築することが示されました。現在は保育所等の運営が戻っていく過渡的な期間であることを踏まえ、運営が戻るまでの間に保育士の派遣を一定期間行うことが望ましいと考えられることから、月単位程度を前提とした派遣を行うとしています。対象地域としては石川県能登6市町（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、七尾市、志賀町）の保育所等となり、保育士の他、市町村の行政事務を行う事務職員の派遣も対象とされます。

なお、この派遣の受け入れに要する経費（人件費、旅費及び宿泊費等）に対して特別交付税措置が講じられるとされています。

また、この仕組みにより派遣される公立の保育士については、被災地の公立の保育所等のほか、私立の保育所等において業務支援を行うことも考えられることから、その場合の留意点も示されています。

今般の仕組みについては今後、各都道府県において派遣可能な保育士等の登録要請がなされる予定です。

詳細は添付 PDF 資料をご参照ください。

- 「全社協 福祉ビジョン 2020」推進事業 -

ふくし未来塾(第4期)を開講します

2040年に向け、超高齢社会、少子化、人口減少が大きく進展するとともに地域生活課題、福祉ニーズが多様化・複雑化し、一層厳しさを増しています。

こうした背景を踏まえ、全国社会福祉協議会では、社会福祉の制度の枠を超え、地域コミュニティにおいて共生社会の創造をけん引する、社会福祉法人のトップリーダー・経営人財を育成するべく、令和3年10月から「ふくし未来塾」を実施し、この度第4期を開講します。

ふくし未来塾の理念は、「全社協福祉ビジョン2020」がめざす「ともに生きる豊かな地域社会」を実現するために、公益性と非営利性を基本とする社会福祉法人のトップリーダー・経営人財の育成を見据えて、社会が必要とする社会福祉実践の理論と実践の実学とともに、実務家の資質に必要とされる倫理的価値観の形成と人間力を涵養することとしています。

令和6年度中の1年間を受講期間として、前期プログラム（開講式及び演習等の集合形式）、後期プログラム（定期のオンライン演習）、通期プログラム（オンラインによる動画視聴とレポート提出）のカリキュラムを予定しています。

受講料は119,900円（消費税等込）で、定員は 40 名です。応募者（入塾資格：社会福祉法人の役職員であり、法人からの推薦があること）から選考により入塾者を決定します。

募集内容の詳細は、全社協・中央福祉学院「ふくし未来塾」ホームページをご参照の上、ホームページに掲載の申込フォームよりご応募ください（応募締切：4月30日（火）17時（予定））。

「ふくし未来塾」ホームページ <https://www.gakuin.gr.jp/training/miraijuku/>

〈お問い合わせ先〉 中央福祉学院 TEL. 046-858-1355

事 務 連 絡

令和 6 年 3 月 26 日

都道府県
各 指定都市 保育所・認定こども園等主管部（局） 御中
中 核 市

こども家庭庁成育局保育政策課

令和 6 年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）（その 9）
（保育所等に対する保育士等の派遣について）

平素より保育政策の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

令和 6 年 1 月 1 日に発生した令和 6 年能登半島地震及びこれに伴う災害により被災された保護者等に係る対応については、「子ども・子育て支援に係る災害対応について（周知）」（令和 6 年 1 月 2 日付けこども家庭庁成育局保育政策課等事務連絡）、FAQ（令和 6 年能登半島地震）等において周知を行ったところですが、追加事項について下記のとおりに周知いたしますので、各都道府県等におかれては、内容について十分に御了解のうえ、管内市町村への周知・助言等をお願いいたします。

記

1. 公立保育所等の保育士等による被災地の保育所等への派遣について

<制度の仕組み>

- 今般の能登半島地震における対応として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定に基づき、他地域の公立の保育所等（保育所、地域型保育事業所、認定こども園をいう、以下同じ。）の保育士による、被災地の保育所等への派遣の仕組みを構築することといたしました。
- 当該仕組みについては、災害発生直後であれば、数日程度の短期的な派遣を行うことも考えられるところ、今般の対応としては、避難所等から戻ってくる保育士とこどもの数に不均衡が生じるなど、一時的に保育士が不足することに備えて行うことを想定しつつ、現在は保育所等の運営が戻っていく過渡的な期間であることを踏まえると、運営が戻るまでの間に保育士の派遣を一定期間行うことが望ましいと考えられることから、月単位程度を前提とした派遣を行うことといたします。
- 対象地域については、石川県能登 6 市町（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、七尾市、志賀町をいう、以下同じ。）の保育所等への派遣といたします。
- また、今般の仕組みにおいては、保育士の他、市町村の行政事務を行う事務職員の派遣も対象としています。

＜費用支弁について＞

- 地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく公立の保育所等の保育士等（保育士、市町村の行政事務を行う事務職員をいう、以下同じ。）による保育所等への派遣については、その受入に要する経費（人件費、旅費及び宿泊費等）に対して特別交付税措置が講じられます。

＜留意点＞

- 当該仕組みにより派遣される保育士については、被災地の公立の保育所等のほか、私立の保育所等において業務支援を行うことも考えられるところ、当該保育士は、派遣先自治体の管理体制の下で保育を行う必要があることから、仮に当該保育士が私立の保育所等において保育を行う過程で保育事故が起きた場合には、派遣先自治体及び当該保育士の責任となることに留意が必要です。このため、私立の保育所等に対し業務支援を行う場合においては、派遣先自治体と当該私立保育所等の間で、事前に業務支援に係る取り決めとして、責任の所在の明確化や当該保育士が行う必要のある業務内容を確認しておくようお願いいたします。

2. 保育所等への保育士等の派遣要望について

今般の仕組みについては、今後、

- ・ 各都道府県におかれましては、石川県能登 6 市町への月単位程度を前提とした派遣が可能な保育士等の登録要請をお願いする予定ですのでご承知おきください。
- ・ 石川県におかれましては、石川県能登 6 市町の保育に係る提供の実情を踏まえ、① 公立保育所等からの保育士と、②市町村の行政事務を行う行政職員それぞれについて、石川県能登 6 市町への月単位程度を前提とした派遣の要望に関する調査を行う予定ですので、ご承知おきください。なお、当該仕組みは派遣として行うものであることから、恒常的に勤務するものではないため、恒常的に勤務する保育士等が必要な場合には、直接雇用をご検討いただくようお願いいたします。

なお、マッチングの際には、派遣要望の状況も踏まえ、個別にご相談、調整させていただく予定ですのでご承知おきください。

【問合せ先】

●こども家庭庁成育局保育政策課 企画法令第一係

TEL : 03-6858-0058

アドレス : hoikuseisaku.houreil@cfa.go.jp